広報やわた
第394号
平成8年 1996年 5月
発行 八幡市役所（5月10日発行）
京都府八幡市八幡園内75
電話 (075)983−1111
編集 企画調整部秘書広報課
人口 7万5179人 （前月より474人減）
1996年・平成8年4月1日
男：3万7338人 女：3万7841人
世帯 2万5816世帯
動き （3月分） ・出生 59人・死亡 30人 ・転入 450人・転出 953人

入ってますか交通災害共済

1人年間500円の掛金で最高120万円の見舞金が支払われます。
◆共済期間 申込み翌日～平成9年3月31日◆受付日時 月曜～金曜（祝日除く）午前9時～午後4時30分◆受付・問い合わせ 道路河川課（☎983・1111）

保育、幼稚園を適正規模に

再編案を文教委で説明

市では、就学前教育審議会と行財政検討審議会からいただいた答申を踏まえ、少子化によって定員を大きく割っている公立の保育園と幼稚園を適正な規模で運営していくため、平成9年4月から再編成する方針をまとめ、対象園など、再編成案を4月15日に開催された市議会文教厚生常任委員会で説明しました。

市内における小学校就学前の児童数は、昭和54年度の9627人をピークに、昭和63年度は6918人、昨年度は4652人と、16年間で半減しました。

それに伴い、公立保育園での措置児童数も昭和54年度の973人から昨年度は584人に、公立幼稚園の就園児童数は1021人から438人へと、ともに大きく減少しています。

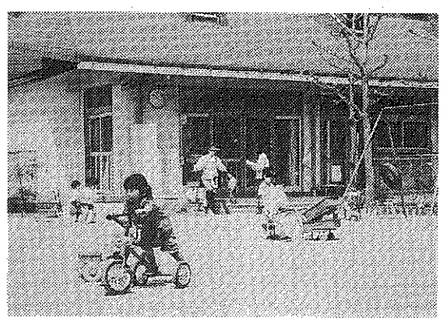

保育園・幼稚園の定員と就園状況（8.4 現在）

保育園名	定員	園児数	措置率
南ケ丘	120人	114人	95.0%
南ケ丘第二	180人	89人	49.4%
みその	150人	82人	54.7%
さつき	90人	40人	44.4%
みやこ	60人	40人	66.7%
都々城	45人	8人	17.8%
有智郷	45人	36人	80.0%
くすのき	120人	73人	60.8%
わかたけ	120人	86人	71.7%
合計	930人	568人	61.1%

幼稚園名	定員	園児数	就園率
八幡	280人	43人	15.6%
八幡第二	280人	66人	23.6%
八幡第三	280人	95人	33.9%
八幡第四	280人	114人	40.7%
八幡第五	140人	40人	28.6%
橋本	175人	54人	30.9%
都々城	70人	5人	7.1%
有智郷	70人	22人	31.4%
中央	105人	−	−
八幡東	105人	38人	36.2%
合計	1785人	477人	26.7%

このような状況から、市では平成6年4月の就学前教育審議会答申と、昨年6月の行財政検討審議会答申を踏まえ、3年保育や、集団として育ち合う規模、さらに就学前教育を低下させない方針で、クラス規模や園規模、通園距離、地域間のバランスなどを総合的に検討した結果、計画案の大枠がまとまり、文教厚生常任委員会で説明しました。

その内容は、来年4月から、9園の公立保育園を7園体制に、休園中1園を含む10園の公立幼稚園を6園体制にするものです。

再編成の対象としている公立保育園は、さつき保育園（八幡御馬所）、都々城保育園（上津屋里垣内）の2園。公立幼稚園では、八幡第五幼稚園（男山笹谷、八幡東幼稚園（八幡東浦、都々城幼稚園（上津屋里垣内）、中央幼稚園（八幡小松・休園中）の4園です。

このうち、園児の減少により昨年度から休園している中央幼稚園については、公共施設活用第1号として、重症心身障害者通所援護施設「やわたの里」が今年4月に移転・開所しました。

今後、市では、市民の声を聞く中で、今年度から二つの幼稚園で試行している3年保育と保育園の一時保育の拡大。さらに、育児相談等を行うセンターの新設など、保育の充実に向けての検討を行っていきます。

また、園舎の有効活用も早急にまとめることにしています。

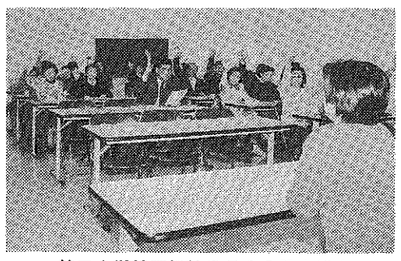

第二小学校区福祉委員会の設立総会

小学校区 第二山南

福祉委員会が発足

小地域でたすけあいの輪

それぞれ設立総会が開催されました。

今回設立された両校区では、昨秋から校区内の自治組織の代表らが中心となって設立に向けての準備に着手。今年1月から3月にかけて発起人会を開き、福祉委員の募集や会則案、事業計画案、予算案などを検討してきました。

4月13日に男山文化ホールで開催された、第二小学校区福祉委員会設立総会には、委員47人が出席。会則案の承認に続いて、豊久雅一委員長をはじめ、副委員長と監査の各役員の選出が行われたほか、平成8年度の事業計画案や予算案についても承認されました。

また、翌14日に月夜田南小学校区福祉委員会の設立総会が開催されました。

山集会所で開かれた、南山小学校区福祉委員会設立総会でも同様の議事が進められ、平賀正美委員長が選出されました。

学区福祉委員会は、「ふれあいのまちづくり事業」にある、「小地域福祉ネットワーク事業」を進めるために、小学校区単位に組織。地域が抱えている問題や、子ども、高齢者、障害者などの問題の解決のために活動を推進していく市民の自主的な組織です。

今後、両委員会では、事業計画に沿って、高齢者や障害者、青少年に対する活動を推進。地域のニーズに対し、市民自身が企画・実施する新しいタイプの福祉活動が期待されます。

なお、市社会福祉協議会では、福祉委員を募っています。詳しくは同協議会（☎9803・4450）へお問い合わせください。

第二小学校区福祉委員会の設立総会

新御幸橋の概略設計など

市内21カ所で実施

8年度の府単独土木事業

このほど京都府田辺土木事務所における平成8年度の単独土木事業の実施予定が示されました。

その内容は、道路整備や改良16カ所のほか、河川や橋の整備など、計21カ所が予定されています。

主な事業カ所と事業概要は次のとおりです（右図の番号を参照してください）。

①八幡田辺線新設にかかる第二京阪道路～国道1号の間、約800㍍の詳細設計
②山手幹線の整備
③交野久御山線の整備（市道長部代砂島線を交野久御山線として府が整備）
④御幸橋の架け替え・4車線化にかかる橋梁設計
⑤八幡木津線の歩道設置にかかる測量
⑥内里城陽線の歩道設置（延長67・3㍍）
⑦長尾八幡線の歩道拡幅（延長530㍍）
⑧長尾八幡線の歩道修景（延長750㍍）
⑨長尾八幡線一ノ坪交差点の改良
⑩京都八幡木津自転車道線（流れ橋付近）の休憩施設整備
⑪大谷川の護岸整備（延長60㍍）
⑫大谷川のしゅんせつ（延長1000㍍）
⑬急傾斜地（杉谷不動）の防災対策工事（もたれ擁壁工事）

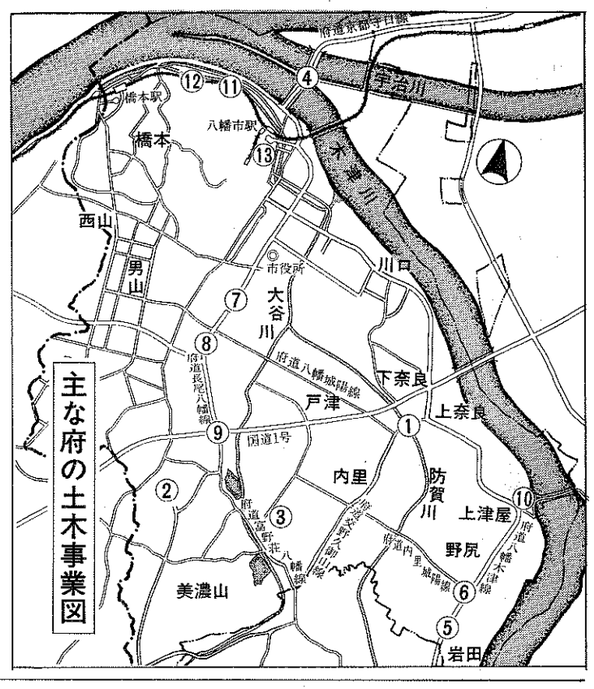

主な府の土木事業図

公民館を有料に

光熱水費相当額の負担を

使用料の減免制度も創設

6月1日から

市では、公民館やコミュニティセンターなどを使用する場合、光熱水費相当額の使用料を6月1日から負担していただくことにしました。

対象となるのは、八幡、都々城、有智郷の各市民センターと、男山、橋本、志水、山崎の公民館4館、それに川口コミュニティセンターです。使用料については、部屋の広さと使用区分（午前、午後、夜間）によって定めています（表1）。具体的な施設の使用料は、使用される施設にお問い合わせください。

なお、使用料の減免（表2）については、青少年（18歳未満）、障害者及び高齢者（60歳以上）が主に使用される場合は全額減免。夜間使用者については、半額減免することにしています。

また、ふだん公民館等を利用されていない方（これからサークルを作ろうとしている方）を対象に、6月から、日曜日の午前9時から午後5時まで無料で開放することにしました。利用される場合は、できるだけ3日前（木曜日）までに、利用される公民館等に申し込んでください。

公民館等とともに、学校施設についても6月1日から光熱費等相当額の使用料を負担していただくことになりました。対象は、小中学校の体育館と中学校の格技場で、それぞれ2時間500円です。

使用料の減免（表3）は、身障者、高齢者及び学級行事等児童・生徒が主として使用する場合は全額減免。PTA、青少年育成補導委員会、自治会、体育振興会の事業に使用するときは半額減免としています。

公民館等の使用料・表1

使用区分 / 部屋区分	150㎡以上	75㎡以上150㎡未満	75㎡未満
9時～12時	900円	600円	300円
13時～17時	1200円	800円	400円
18時～20時			

公民館等使用料の減免内容・表2

全額減免	①市または教育委員会の事業等に使用するとき ②青少年、障害者、高齢者が主として使用するとき
半額減免	③夜間使用者

学校施設使用料の減免内容・表3

全額減免	①市または教育委員会の事業等に使用するとき ②市体育振興会加盟団体が市長杯争奪大会、市民総合体育大会の事業に使用するとき ③身障者、高齢者、当該校の学校行事等、児童生徒を主とする事業に使用するとき
半額減免	①PTA連絡協議会（当該校のPTA含む）、保育園保護者会が事業に使用するとき ②青少年育成補導委員会、自治会、これらに類する団体が社会体育事業に使用するとき ③市体育振興会、同加盟団体が使用するとき ④市文化振興会、同加盟団体が社会体育事業に使用するとき ⑤私立保育園、私立幼稚園が事業に使用するとき

可憐な椿にうっとり

つばき500種が美の競演――桜の花が開き始めた4月5日から7日まで、松花堂庭園で恒例の春の風物詩「松花堂つばき展」が開かれました。このつばき展は今回で8回目を数え、市内外の愛好家らにすっかり定着。遠く東は名古屋、富山方面、西は岡山、倉敷方面や四国からも毎年鑑賞に訪れる人もいるほどです。

ばんせ（万世）と名付けられたピンク地に赤の吹きかけ絞りの一重の花や、八重咲き、千種咲きなど、庭園内の資料館には色とりどりの花がずらり。青々とした若竹の一輪挿しに生けられた切り花のほか、鉢植え、盆栽も並べられ、訪れた人たちの目を楽しませていました。

きれいな花とともに、日本ツバキ協会顧問の渡邊武さんが集められた、ツバキをモチーフにした陶芸品や人形などの貴重なコレクションも特別展示。また「日本一の椿村」をめざしている、富山県井口村の子どもやお年寄りの作品を紹介するコーナーも設けるなど、過去最高の入場者を記録した今年のつばき展でした。

フォトNOW

北部ほ場整備事業が完成

作付け準備が始まる

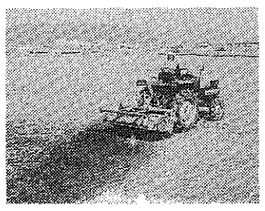

耕うん作業が進むほ場

防賀川以北の戸津、下奈良、八幡地区の13・4㌶で進めていた、市営ほ場整備事業八幡北部地区）がこのほど完成。整然と区画割りされたほ場では、田植えの準備をするトラクターのエンジン音が響いています。

この事業は、平成3年度に完成した府営ほ場整備事業八幡地区に続く、市内第2のほ場整備事業です。今後、一時利用地の指定、確定測量、本換地が行われ、来年3月頃には全事業が完了する予定です。

新しい消防団幹部が就任

八幡市消防団（中野武司団長）では、4月1日付で新しい幹部に対し辞令を交付。同日から321人の団員とともに活動を開始しました。

消防団は、自らの仕事を持つ市民によって組織。火災はもちろんのこと、各種の災害発生時にも出動します。また、毎月の消火栓や消防器具の点検、年末警戒など、地域防災の要として活躍しています。

平成8年度の新消防団幹部は左表のとおりです（再任者を含む）。

消防団に関するお問い合わせは 八幡市消防本部 ☎981−4119へ

平成8年度八幡市消防団幹部名簿

職名		氏名	住所
団長		中野武司	八幡神原63
副団長		藤本次郎	橋本北ノ町12−2
副団長		渋谷朋和	野尻土井ノ内12
第1分団	分団長	谷村章次	八幡岸本63
	副分団長	森田孝利	八幡城之内12
	第1部部長	上野隆	八幡清水井118
	第2部部長	上地康雄	八幡今田15−48
	第3部部長	山岡博	八幡砂田2−21
	第4部部長	佐野昌男	八幡御幸谷1−3
第2分団	分団長	森口英明	八幡大谷39−1
	副分団長	西川茂男	川口堀ノ内31
	第1部部長	西川喜治	八幡吉野34
	第2部部長	赤井正文	橋本奥ノ町29
	第3部部長	東村俊一	川口堀ノ内61
第3分団	分団長	松田孝夫	上津屋浜垣内19
	副分団長	荻野朝規	男山長沢3−27
	第1部部長	西村幸夫	岩田茶屋ノ前10
	第2部部長	北川邦彦	野尻城究23
	第3部部長	越本敏生	下奈良井関7
第4分団	分団長	福田行雄	戸津東ノ口1−1
	副分団長	小川正明	美濃山宮ノ背9
	第1部部長	江守四良之	内里東ノ口2
	第2部部長	藤本辰也	戸津中垣内30−3
	第3部部長	岡本卓也	美濃山出口10−4

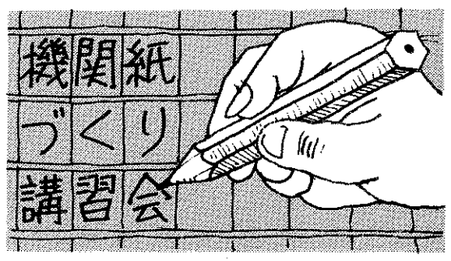

6/4㈫
9:30～16:00
文化センター 会議室3

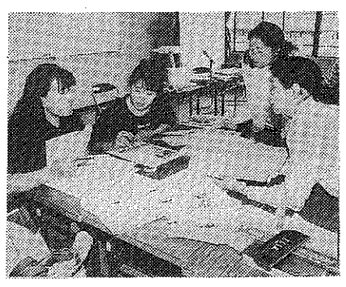

新しくPTAや自治会などの広報担当になられたみなさんを対象に、「広報やわた」の編集スタッフが機関紙づくりのアドバイスを行います。受講は無料です。お気軽にご参加ください。

◆内容 午前……講義、午後……実技
◆持参するもの 団体で作った機関紙、鉛筆、赤鉛筆、サインペン、定規、カッター、ハサミ、ノリ、辞典など
◆申し込み 5月31日（金）までに電話で秘書広報課へ

◆問い合わせ 秘書広報課 ☎983−1111

府民芸術劇場
宮川泰の ゆかいな音楽の館
公演せまる！
なつかしのヒットポップス＆トーク 笑いにあふれるひととき
全席指定
5月12日㈰ 午後3時開演
文化センター大ホール

問い合わせ 文化センター☎971−2111／男山文化ホール☎983−6002

用途地域が新しくなります

平成8年5月24日から適用

この図は、用途地域指定の概要を示したものです。詳細については、八幡市都市計画課に備え付けの縦覧図で確認してください。

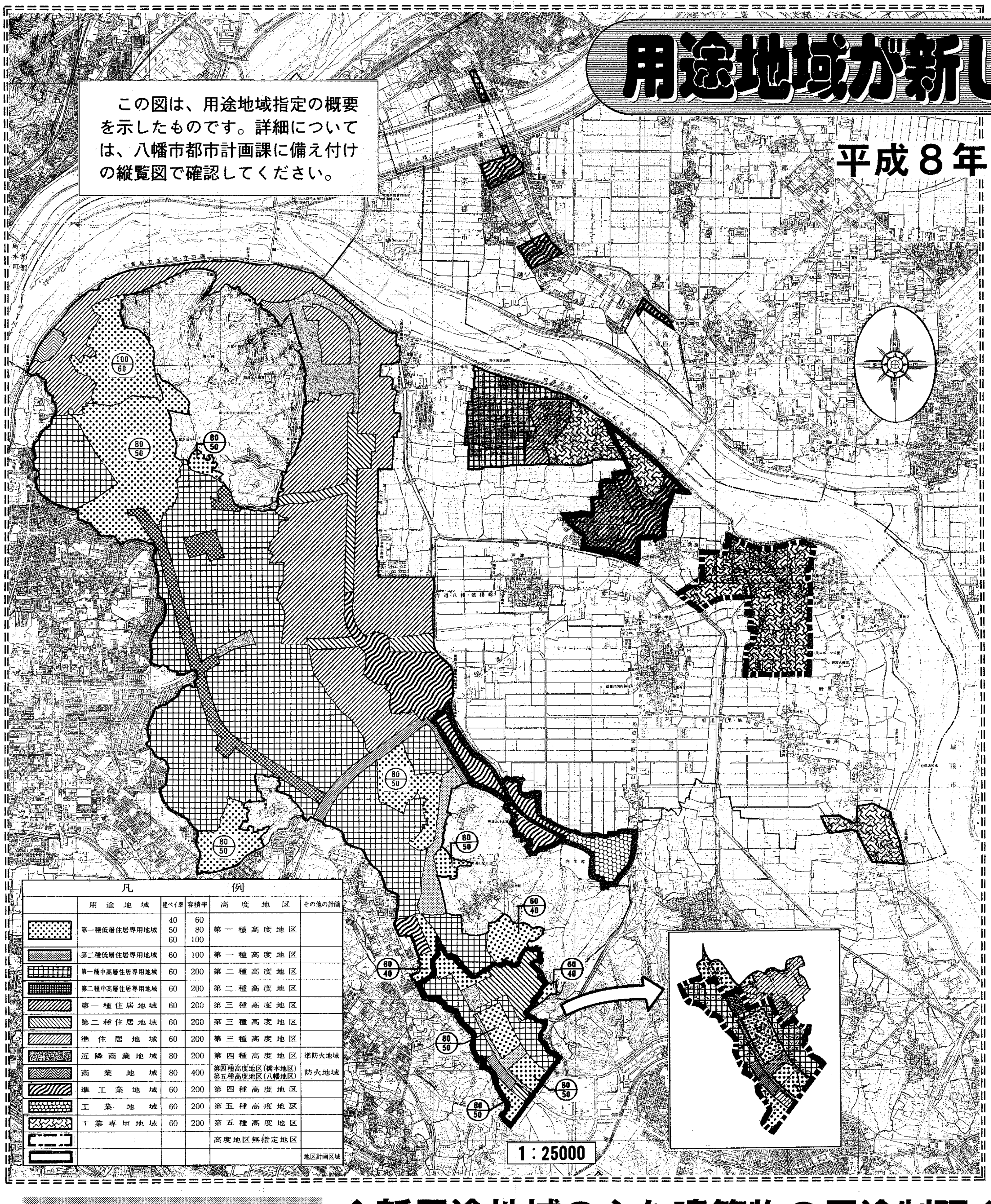

用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	その他の計画
第一種低層住居専用地域	40 50 60	60 80 100	第一種高度地区	
第二種低層住居専用地域	60	100	第一種高度地区	
第一種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区	
第二種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区	
第一種住居地域	60	200	第三種高度地区	
第二種住居地域	60	200	第三種高度地区	
準住居地域	60	200	第三種高度地区	
近隣商業地域	80	200	第四種高度地区	準防火地域
商業地域	80	400	第四種高度地区（橋本地区） 第五種高度地区（八幡地区）	防火地域
準工業地域	60	200	第四種高度地区	
工業地域	60	200	第五種高度地区	
工業専用地域	60	200	第五種高度地区	
			高度地区無指定地区	
				地区計画区域

都市計画法及び建築基準法の改正により、平成8年5月24日から従来の8種類の用途地域が12種類の用途地域になります。

新しい用途地域については、京都府都市計画課か八幡市都市計画課へ、また、今回変更のありました高度地区・防火地域及び準防火地域・地区計画については、八幡市都市計画課へお問い合わせください。

京都府都市計画課　☎414・5328
八幡市都市計画課　☎983・1111

■用途地域とは

街には、住居や店舗、事務所、工場など、さまざまな種類の建物があります。しかし、これらの建物が何のルールもなしに無秩序に建てられると、例えば、住宅地に工場が建つなどいろいろな問題が生じてきます。そこで、機能的で住みよい都市づくりを図るため、将来の土地利用の方向を考えながら市街地を住宅地や商業地、工業地などの区域に適正に配置し、その区域ごとに建築物の用途、形態などの制限を定めているのが用途地域です。

■都市計画法と建築基準法の改正

これまでの法律では、住宅地に不つりあいな業務ビルなどの建設に対して細かい制限ができず、地価の上昇や住環境の悪化を招くことがありました。また、市街地も近年の社会経済情勢の変化に伴って多様化してきました。これらの対応策として、用途を細分化し、よりきめ細やかな用途規制を行うことによって住環境の保護を図ることを目的に、平成4年6月に都市計画法と建築基準法の一部が改正されました。

都市計画法・建築基準法の改正による新用途地域制度

系	現行用途地域	新用途地域
住居系	①第一種住居専用地域	①第一種低層住居専用地域（低層住宅の良好な環境保護のための地域） ②第二種低層住居専用地域（小規模な店舗の立地は認められる、低層住宅の良好な環境保護のための地域）
住居系	②第二種住居専用地域	③第一種中高層住居専用地域（中高層住宅の良好な環境保護のための地域） ④第二種中高層住居専用地域（一定の利便施設の立地は認められる、中高層住宅の良好な環境保護のための地域）
住居系	③住居地域	⑤第一種住居地域（大規模な店舗、事務所の立地は制限される、住宅の環境保護のための地域） ⑥第二種住居地域（大規模な店舗、事務所の立地も認められる、住宅の環境保護のための地域） ⑦準住居地域（道路の沿線において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域）
商業系	④近隣商業地域	⑧近隣商業地域（近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域）
商業系	⑤商業地域	⑨商業地域（店舗、事務所等の利便の増進を図る地域）
工業系	⑥準工業地域	⑩準工業地域（環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域）
工業系	⑦工業地域	⑪工業地域（工業の利便の増進を図る地域）
工業系	⑧工業専用地域	⑫工業専用地域（専ら工業の利便の増進を図るための地域）

◆新用途地域の主な建築物の用途制限◆

各用途地域における住居環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、右表の制限が行われます。

○……建てられる建物
×……建てられない建物
①、②、③…面積、階数
④、▲　等の制限あり

注）本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

区分	建築物	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1／2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ　2階以下 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ　2階以下 ③2階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く
店舗等	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
店舗等	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
事務所等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	ホテル、旅館	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	×	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
遊戯施設・風俗施設	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
遊戯施設・風俗施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	▲	▲	○	○	×	×	▲客席200㎡未満
遊戯施設・風俗施設	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	▲	×	×	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
公共施設・病院・学校等	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
公共施設・病院・学校等	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
公共施設・病院・学校等	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	神社、病院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
公共施設・病院・学校等	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
公共施設・病院・学校等	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
公共施設・病院・学校等	自動車教習所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下　2階以下
工場・倉庫等	建築物附属自動車車庫　①②③については建築物の延べ面積の1／2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③2階以下 ※一団地の敷地内について別に制限あり
工場・倉庫等	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり　▲2階以下
工場・倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
工場・倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
工場・倉庫等	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
工場・倉庫等	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
工場・倉庫等	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり
工場・倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
工場・倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
工場・倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
工場・倉庫等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量：量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

■容積率・建ぺい率の制限

良好な市街地環境の保全・形成や、道路・下水道等の整備とバランスを図るために、地域の特性等に応じて、容積率（建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合）及び建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）の最高限度が定められます。

■高度地区（高さ制限）

高度地区は、建物の高さを規制することにより、日照・通風・採光等を確保し、住環境を保護するものです。本市では、北側斜線制限の高度地区を5種類定めています。

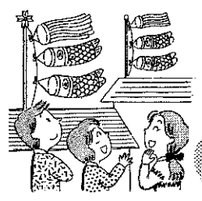

5月 相談コーナー

弁護士相談〈予約制〉	第1・3・4火曜日 13：30～16：00 生活情報センター （第4火曜日は、市役所1階相談室で）
人権相談	13日（月）・27日（月） 13：00～16：00 市役所1階相談室
年金相談	14日（火）・28日（火） 13：00～16：00 文化センター2階第1会議室
家庭児童相談室出張相談	14日（火）・23日（木） 10：00～15：00 男山公民館2階第1会議室
老人福祉相談 健康相談	23日（木） 9：30～11：30 八寿園
精神薄弱児者相談	21日（火） 10：00～12：00 福祉会館2階
行政相談	10日（金）・25日（土） 13：00～16：00 市役所1階相談室

初級 人形劇づくり講習会

◆日時　7月2日～10月26日までの10回、午前10時～正午
◆場所　男山文化ホール
◆対象　市内在住の女性
◆定員　先着20人
◆講師　臼井昭伍さん（関西専門人形劇協議会会長）
◆参加費　無料（ただし、材料費は実費）
◆その他　保育室あり
◆申込み　電話で生涯学習課または男山文化ホールへ

生涯学習課（☎983-1111）男山文化ホール（☎983-6002）

児童手当

1人目の子どもから支給 5月中に認定請求を

家庭生活の安定と児童の健全育成をはかることを目的として、第1子から児童手当が支給されます。

◆対象者　3歳未満の児童を養育している人で、前年の収入が一定額未満の場合に受けることができます。
◆手当額　第1子及び第2子は月額5千円、第3子以降は一人につき月額1万円となります。なお、この手当は毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。
◆その他　昨年度に児童手当認定請求が却下された人でも平成7年分の所得及び扶養人数によって、平成8年度は受給できる場合がありますので、5月中に認定請求をしてください。
◆手続き・問い合わせ　対象となる人は、印鑑を持って地域福祉課（☎9883・1111）へ

シルバー人材センター会員と仕事を募集

おまちしています

豊かな経験と技能を生かして、何か仕事をしてみたいとお考えの60歳以上で健康で働く意欲のある方なら入会できます。報酬は従事された仕事量に応じて配分します。また市民の皆さんの仕事の利用をお待ちしています。

◆仕事の種類　経理事務、ワープロ、受付事務、文書整理、大工、庭木のせん定、襖・障子の張り替え、施設管理、清掃、各種軽作業、話し相手、各種家事サービスなど
◆問い合わせ先　市シルバー人材センター（☎9883・0822）

第14回 邦楽演奏会

5月26日(日) 午後1時開演 文化センター小ホール 入場無料 当日直接会場へ

広報伝言板

スポーツ

市民総体ゲートボール大会

参加チームを募集

ゲートボール連合では、第12回市民総体ゲートボール大会を開催します。

▼日時　6月6日（木）午前9時～（雨天の場合は翌7日）
▼場所　市民スポーツ公園
▼参加資格　市内在住・在勤者で一般男女
▼試合方法　予選はリーグ戦、決勝はトーナメント戦
▼参加費　1チーム（5名～8名）1000円
◆申込み・問い合わせ　5月20日までに、電話で中村（☎9882・8855）へ

ふれあいバドミントン教室

参加者を募集

市教委ではバドミントン教室参加者を募集します。

▼日時　6月15日～7月13日の毎週土曜日、午後2時～4時
▼場所　八幡第2小学校
▼対象者　市内在住・在勤者（高校生以上）
▼参加費　1人1000円
▼定員　24人（応募多数の場合は抽選）
◆申込み・問い合わせ　5月30日までに、住復はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号・バドミントン経験歴を記入し、生涯学習課（☎9883・1111）へ

高齢者スポーツ教室を開催

対象は60歳以上

市教委では、高齢者スポーツ教室の参加者を募集します。

▼日時　6月17日～7月15日の毎週月曜日、午前10時～11時30分
▼場所　男山レクリエーションセンター
▼対象者　60歳以上で市内在住・在勤者
▼参加費　1人200円
▼定員　30人（先着順）
◆申込み・問い合わせ　6月7日までに、電話で生涯学習課（☎9883・1111）へ

勤労者テニス教室参加募集

快い汗を流しませんか

市教委では勤労者テニス教室参加者を募集します。

▼日時　6月14日～7月19日の毎週金曜日、午後7時～9時
▼場所　市民スポーツ公園
▼対象者　市内在住・在勤者（18歳以上の勤労者）
▼参加費　1人3500円
▼定員　30人（応募多数の場合は抽選）
◆申込み・問い合わせ　6月6日までに、往復はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号・テニス経験歴を記入し、生涯学習課（八幡園内75☎9883・1111）へ

人形劇実践講座を開きます

人形操作にチャレンジ

やわた人形劇連絡会では、人形劇実践バラエティー講座を開催します。人形操作が初めての方も気軽にご参加ください。

▼日時　5月21日（火）午前10時～午後12時30分
▼場所　男山文化ホール
▼対象者　市内在住者
▼講師　辰巳鈴太郎さん
▼参加費　1000円
◆申込み・問い合わせ　電話で同会小谷（☎9883・0809）へ

住宅改善を無料アドバイス

体が不自由な方に

体が不自由なので利用しやすいよう浴室やトイレを改造したい、スロープをつけたいなど住宅の改善を考えている方、小さなことでも遠慮なくご相談ください。建築、福祉機器、福祉保健制度の専門家チームが無料で適切なアドバイスをします。

◆連絡先　市社会福祉協議会（☎9883・4450）

年金保険料の免除申請受付

支払い困難な人を対象

国民年金の保険料を納めることが困難な加入者は、本人申請による審査の結果が基準以下であれば、国民年金保険料の納付が免除されます。

手続きは、国民年金手帳と印鑑（学生の場合は学生証も必要）を持参し、市役所国保年金課へ。

保険料が免除されても障害基礎年金や遺族基礎年金の給付額は、納めた人と同じです。ただし、老齢基礎年金は免除された期間、年金額が3分の1になります。

◆問い合わせ　国保年金課（☎9883・1111）へ

募集

ほのぼのキッチン参加募集

65歳以上独居が対象

市社協ボランティアセンターでは、近所で助け合える仲間づくりを目的にボランティアの協力を得て地域で料理教室を開催します。

▼日時・場所　男山公民館5月27日、7月22日、9月30日　橋本公民館5月20日、7月15日、9月17日、いずれも午前10時～午後2時
▼対象者　男山・橋本地区在住の65歳以上の独居の方（昼間1人も含む）
▼参加費　1回300円
◆申込み・問い合わせ　市社会福祉協議会（☎9883・4450）へ

郷土史会会員を募集します

歴史研究や史跡保護

市郷土史会では平成8年度の郷土史会会員を募集します。

▼活動内容　市の歴史を研究・普及し、史跡等を保護するため文化財に関する講演会や見学会を実施
▼年会費　1人1000円
◆申込み・問い合わせ　生涯学習課（☎9883・1111）へ

社会見学会に行きませんか

難聴者が対象です

ボランティアセンター要約筆記「ひびき」では、難聴者との交流を目的に「いこいの村」（綾部市にある聴覚言語障害者のための老人ホーム）の見学会を開催します。

きこえに不自由のある方、参加してみませんか。

▼日時　5月18日（土）午前9時～午後5時
▼参加費　1人1000円
▼定員　25人（先着順）
◆申込み・問い合わせ　市社会福祉協議会（☎9883・4450）へ

福祉マップづくりに参加を

やさしい街をめざして

市社会福祉協議会では、福祉マップをつくるメンバーを募集しています。

この福祉マップは、障害のある人やお年寄りの立場で街や建物を点検しその結果を冊子にするものです。イラストの得意な方、地図に興味のある方、街を歩くのが好きな方、一緒につくりませんか。

◆連絡先　市社会福祉協議会（☎9883・4450）

その他

点訳奉仕員養成講座を開催

奮ってご参加ください

府視覚障害者協会八幡支部では、点字の習得を通して視覚障害者問題を正しく理解していただくために、初心者向けの点訳奉仕員養成講座を開催します。

市点字サークル「さわらび」の皆さんにも協力していただき点字を知らない人でも楽しく受講できます。

▼日時　6月13日～11月28日の毎月第2・4木曜日、午後1時15分～3時15分
▼場所　男山公民館
▼受講料　無料
◆申込み・問い合わせ　地域福祉課（☎9883・1111）へ

短歌

やわた俳壇

市文化振興会の短歌部会・俳句部会による選考のうえ掲載しています。

葉ぼたんの被きし雪の陽に溶けてくれないの襞ふかく沁みいる　中鴫政江（八幡水珀）
〈評〉さわやかさがよく出ている（文振俳句部会）

風五月朝のコーヒーよく香る　関西久枝（下奈良中ノ坪）
えにしだの黄色の大きく揺れてをり　渋谷文枝（野尻土井ノ内）

雷鳴は発明王への神の声　武田信樹（八幡月夜田）

俳句

川柳

短信

老人精神保健相談実施

田辺保健所では、老人精神保健相談を実施します。医療相談・介護方法・予防対策などご相談ください。

▼日時　毎月第3水曜日午後1時30分～4時（予約制）
▼場所　奇数月＝八幡市役所、偶数月＝田辺保健所
▼内容　医師・精神保健福祉相談員・保健婦による痴呆性老人と家族の療養相談
▼申込み・問い合わせ　田辺保健所保健指導課予防係（☎0774・63・5745）へ

京都府警察官募集

京都府警察では、警察官の募集を行います。▼受付　5月14日（火）まで▼試験日　5月26日（日）▼試験種別　警察官及び婦人警察官▼問い合わせ　受験資格、採用人数、採用予定日など詳しくは八幡警察署警務課（☎981・0110）へ

囲碁・将棋大会開催

内里囲将同好会では、囲碁将棋春季大会の参加者を募集します。▼日時　5月19日（日）午前9時～午後5時▼場所　有智郷市民センター（内里北ノ口7）▼対象　市民▼参加費　一人1500円（昼食代含む）▼申込み・問い合わせ　北村（☎9882・8570）へ

街かどインタビュー

このコーナーは、街かどでインタビューをした市民の皆さんの声を紹介するコーナーです。今月は休日の過し方を皆さんに聞いてみました。

あなたも一言 今月のテーマ 休日の過ごし方

男山香呂
松岡かおり㌢葵㌢ん
下の子どもがまだ5カ月なので遠出せず、いつも近くの公園で遊んでいます。でもこの連休は、遊園地に遊びに行きたいですね。

男山雄徳
村山裕夢㌢ん
さつき公園でお父とサッカーやテニスをして遊びます。今度の休みは名古屋のおじいちゃんの所へ行きます。会うのがとても楽しみです。

橋本尻江
長松軒直子㌢優㌢ん
気候も良くなり、子どもも歩き出したので近くの背割堤によく出かけます。桜は終わりましたが緑がいっぱいでとても気持ちいいですよ。

川口西扇
福井寛雄㌢ん
いつも家族でドライブに出かけています。休みには、いろいろと行きたい所があるけど長野に住んでいるおばあちゃんに会いに行きたいなぁ。

岩田高木
巽すみ枝㌢ん大志㌢ん賢志㌢ん
車で出かける事が多いですが、近場なら流れ橋ですね。のんびりと過ごせますし、私たちのような家族づれにはおすすめです。

同和問題市民講座 ◇86◇

「自分の人生、自分が主人公」 ―新ちゃんの反省記―③

落語家　露の新治さん

教育のすばらしさ

僕の場合はね、何でという疑問を感じる子やったんです。例えばコップに水入れて鉛筆突っ込んでみたら曲がって見える、何で、こんなんはもうお母さん方喜ぶ、何でや、うちの子科学者やないというようなもんで、もう言葉使いまでかわってまっせ、ほんまに。お母ちゃんコップに水いれて鉛筆突っ込んだら何で曲がって見えるの、これゆがんで見えるの、そうなったらNHKの教育テレビみたいに気持ちになってお母さん、「いいところに気がついたわね」（笑い）というようなこと言うて、それは屈折とか言ってとかいうて、そこからあとわからへんけどね、（笑い）ほんまに。言葉の言いかえやったらあきまへんわな。言葉の言いかえで理解したらあきまへんで、余談やけど。

私子供の時に時間というのは、子供心にわからへんかった。母親にお母ちゃん時間って何や、時計の針がここからここまで行ったら時間が経っているのわかるけど、別の時計の針が時間違いますからな、あんな抽象的な概念ではわからへんね、子供って。何やと言うたら、辞書引き、調べた、「時の流れ」わかりません。次に、時刻と時刻の間。ああそうかとわかったような気になったけど、はて、よう考えたら時刻がわからんがな。それで時刻引いたんや、なめてまっせ安物の辞書は、時刻、時間のりょうはし、言いかげんにせいと思いました、私。（笑い）

そんなんで僕何でという疑問持つ子やったです。こういう疑問やったらいいんですけども、僕の場合は科学する心でも何でもない、自分自身が遊んでいたいというそれを疑問にしただけや。例えばこんなんですわ、先生が、「さあ教室にはいりなさい、お勉強しましょう」「何でですか」と言った。表でドッジボールしている方が楽しいのに、何で窮屈な思いして机に座らないかんのか。いまやったら僕答えられるわ。文字が読み書きできるというのは、どれほど大きなことか、またそれができへんとなるとどんだけいまの社会で生きて行くということがしんどいことか。君はいま机の前に座って窮屈な思いをして勉強するのいやと思てるけどもな、これだけは絶対しとかなあかんということは、おっちゃん身をかけて、命かけて保証したる。字が読み書きできたり、計算ができたり、新聞読んで大体のことがわかる程度の基礎知識、これは基礎学力というて人間が生きる最低の基礎になる力や、それをいいかげんにしておくと、あとでとんでもないしんどい目に合わないかんから、それだけはやっておけというふうに説得すると、ほんだら子供心に何となくこれだけはせないかんねんと我慢してたと思う。

当時の先生、先生を責めるわけやないけど、何でですかと言うたところでちゃんと答えてくれへんかったですよ。だから同和教育とか解放教育というのはすばらしいなと思いますね。

今月の暮らしのリサイクル

▷子供用自転車無料▷エレクトーン5千円▷オルゴールメリー無料▷フードプロセッサー2千円▷焼きおにぎり器千円▷ダイニング3点セット1万円▷スキーウェアー各千円▷スキー靴無料▷ランドセル無料▷アートフラワー制作用具一式無料▷柔道着無料▷大型犬用犬小屋2千円

◇子供用自転車◇ミニバイク◇ピアノ◇ビデオデッキ◇ソファーベット◇A型ベビーカー◇B型ベビーカー◇ベビーフェンス◇ハイチェアー◇ベビー布団◇二段ベット◇スチール棚◇自転車用前部補助イス◇なるみ幼稚園制服（男児・女児用）◇雛人形◇将棋盤◇OAラック◇電子ピアノ◇電気こたつ◇電気カーペット◇冷風機◇窓用クーラー◇青葉幼稚園制服一式◇ジュニア用布団

お問い合わせは、八幡市生活情報センター（男山八望3B51棟☎983・8400）へご連絡ください。

交通遺児奨学金 対象者は申請を

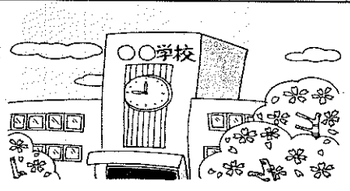

京都府では、交通事故でかけがえのないお父さん、あるいはお母さんなどを亡くされた方々の健やかな成長を願って、「交通遺児奨学金等支給事業」を実施しています。対象となる人は、申請してください。

【対象者】
府内に居住し、陸・海・空の交通事故により、親などを亡くされた乳幼児・小学生・中学生・高校生等

【支給額】
◆乳幼児……1万円◆小学生……2万円◆中学生……4万円◆高校生……6万円
◆高等学校入学支度金……3万3000円

【申込方法】
5月31日までに、市役所地域福祉課へ申請用紙を提出してください。（6月以降に申請された場合は、申請月の翌月分からの支給）

ただし、民生児童委員及び学校（園）長の証明が必要です。※京都府が実施している他の奨学金を受けている人は対象外となります。

【その他】
所得制限はありません

◆問い合わせ　地域福祉課（☎9883・1111内線235）へ

一定額以下の所得世帯の 国民健康保険税を減額

対象世帯に申請書を送付 7月末までに申請が必要

法律や市の条例改正により、一定額以下の所得世帯を対象に、国民健康保険税を減額することになりました。

今回の改正はこれまでの減額対象世帯の範囲を広げ国民健康保険税の2割を減額する制度です。対象となる世帯には申請書を送付します。

また、従来の6割減額が7割、4割減額が5割となり、この減額制度に該当する世帯、未申告世帯は今回の制度に該当しません。また世帯の前年からの所得状況の変化により該当しない場合もあります。

■申請期間　7月31日まで

問い合わせ先　国保年金課（☎983・1111内線235）

スポーツを楽しむ日

日時　5月19日(日) 午前10時～午後5時
場所　市民体育館
内容　トランポリン・卓球・グランドゴルフ等
費用　1人300円

〈無料巡回バスをご利用ください〉

	行き			帰り	
橋本	9：30	11：30	14：30	14：15	17：15
ひか	9：32	11：32	14：32	14：13	17：13
八幡	9：34	11：34	14：34	14：11	17：11
八幡	9：36	11：36	14：36	14：09	17：09
男山	9：38	11：38	14：38	14：07	17：07
八幡	9：40	11：40	14：40	14：05	17：05
八幡	9：42	11：42	14：42	14：03	17：03
男山	9：44	11：44	14：44	14：01	17：01
八幡	9：48	11：48	14：48	13：57	16：57
市役	9：50	11：50	14：50	13：55	16：55
八幡	9：52	11：52	14：52	13：53	16：53
	9：54	11：54	14：54	13：51	16：51
川口	9：57	11：57	14：57	13：48	16：48
下奈良	↓	↓	↓	↑	↑
上奈良					
御神園					
体育館	10：15	12：15	15：15	13：30	16：30

路線バス停留所の前後に停車

今年も甘い実いっぱいつけてね

川口地区でナシの人工授粉

八幡市の特産「八幡のナシ狩り」で知られる川口地区では、4月17日から月末にかけて、栽培農家が家族総出でのナシの人工授粉作業が行われました。

この人工授粉作業は、同じ品種の花粉では受精・着果しないというナシの特性を克服するために考え出された方法。あらかじめ他品種のナシの花から採った花粉をいったん保存しておき、晴れた日に花粉を筆などを使って、一つずつ花のめしべにふりかけていくという根気のいる作業です。

受粉ができる期間は、ナシの花が咲き始めてから1週間ほどしかなく、しかも、花が開き始めた4～5時間の間に、作業を終えなければならず、毎日が時間との勝負です。その後も、農家は摘果作業や袋掛け作業と忙しい日が続きます。

農家の人たちは、「今年は開花時期に気温の低い日が続き、例年より開花が遅れています。でも、秋にはおいしいナシが収穫できるよう世話をしていきたいと思っています。」と、一面に広がる白いナシの花の下で、作業に精をだされていました。

今年も、観光ナシ園がオープンする8月中旬には、長十郎や幸水、豊水、新水、新世紀など、おいしいナシでみなさんを迎えてくれることでしょう。

ナシの花に花粉付けをする農家の人たち

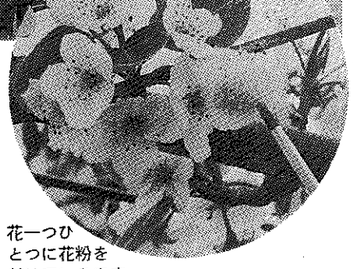
花一つひとつに花粉を付けていきます

火災・救急統計

▷消防本部 ☎981・4119◁

	8年1月～3月累計（3月のみ）	7年1月～3月累計
火災出動	10件（1件）	7件
火災以外の消防出動	47件（20件）	44件
救急出動	449件（144件）	527件
搬送人員	446人（144人）	507人

地域防災に大きな力

新入団員24人が初訓練

八幡市消防団（中野武司団長）の新入団員教養訓練が4月14日、市消防本部で行われました。

今年、新団員となったのは24人。中野団長から辞令書が手渡され、団員としての心構えや消防団の役割、身分などの説明を受けた後、消防庁舎前で隊列の組み方、敬礼など礼式訓練と消火ホースの取り扱いなどの訓練が行われました。団員のみなさんは、消防技術を身につけようと説明の聞く姿も真剣で、実施訓練もきびきびとした動作で取り組んでいました。

消防団は、地域の住民によって組織され、各自の仕事の傍ら、火災予防や定期的な消防器具の手入れ、それに点検、各種の訓練を行っています。火災などの招集があれば直ちに駆けつけて市消防本部とともに初期消火や残火処理などの活動を行います。

開放。「やわたのナシ狩り」として、すっかり定着しています。

毎年、市内はもとより京阪神地方から多くの人たちが訪れて秋の味覚を楽しんでいます。

ホースの取り扱い訓練

各個訓練を受ける新入団員

幸水・豊水・新水が中心品種

八幡の特産のナシづくりは、川口地区と内里地区などで、37戸の農家が、畑や水田の一部を盛土し、ナシの木を植える「クロづくり」によって約6ヘクタールを栽培しています。品種は、幸水・豊水・長十郎・新水などが中心です。

川口地区では、ナシ園を

地元野菜を市民に提供　松花堂ふれあい市

晴天に恵まれた4月28日、地元で採れた野菜などを直売する「松花堂ふれあい市」が、松花堂庭園の駐車場で開かれ、約500人の市民でにぎわいました。

この〝市〟は、JA京都やましろ5支店の組合員有志とJA女性部の組合員で組織する、松花堂ふれあい市直売部会（南治一会長）が開いたもので、今回が第1回目。組合員らが生産した新鮮で安全な農産物を地域の消費者に適正な価格で提供し、生産者と消費者との交流を図るため行われました。

この日、組合員らは朝早くから野菜を準備。午前9時には、タケノコやトマト、ホウレンソウ、キャベツ、コマツナ、キクナにお茶、バラやスイセンなど、30品目以上の野菜や花が3張りのテントの中に並べられました。

とれたて野菜に主婦ら大喜び

会場となった松花堂庭園には、開店前から多くの主婦らが詰めかけ、午前10時の開店と同時に新鮮な野菜を買い求めていました。

新鮮で安全、しかも安価とあって正午を待たずに売り切れるほどの盛況ぶり。両手いっぱいに野菜などを抱えた主婦らは、「新鮮でおいそう、地元産でとてもうれしいです。これからも利用したいですね」と、話していました。

ふれあい市は、5月からは、毎月第2・第4土曜日の午前10時に、松花堂庭園の駐車場で定期的に開かれます。

卒業・修了おめでとう　高齢者大学

八寿園で4月23日、平成7年度「高齢者大学」の卒業・修了式が行われ、菱田嘉明市長から卒業証書と修了証書が手渡されました。

大学は、高齢者に健康で明るく生きがいのある生活を送ってもらおうと、講演会などを年に10回開催。60歳以上の人が参加することができ、4年で卒業します。今回、卒業を迎えたのは8人、各学年の修了者は91人でした。

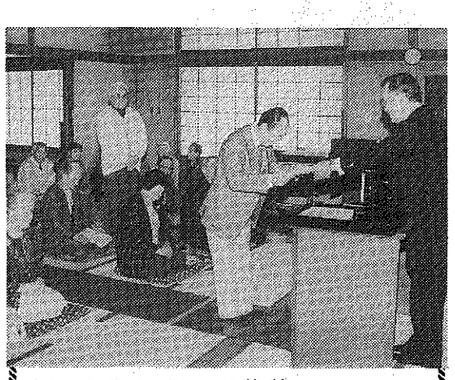

カブスカウト隊が消火法を学ぶ

BS綴喜第一団カブスカウト隊＝ボーイスカウトの年少隊＝（秋山政徳隊長）の20人が4月21日、市消防本部で消火訓練を行いました。

この訓練は子どもたちに、防火意識を高めてもらうのが目的。消防職員の話や防火映画のあと、実際に消火の練習をしました。消火剤に代え水を入れた消火器と炎に見立てた赤い風船での練習でしたが、ノズルを向ける表情は真剣そのものでした。

文化センターで高校総体開会式

第47回高校総体と第39回近畿大会のハンドボール競技京都府予選の開会式が4月20日、文化センター大ホールで開催されました。プラカードを先頭に府下41校、男女56チームの選手ら約600人が入場行進。府高体連ハンドボール競技専門部委員長の開会宣言に続き、選手宣誓や優勝杯返還などが行われました。会場は、厳粛な中にも高校生らしいさわやかな熱気に包まれていました。

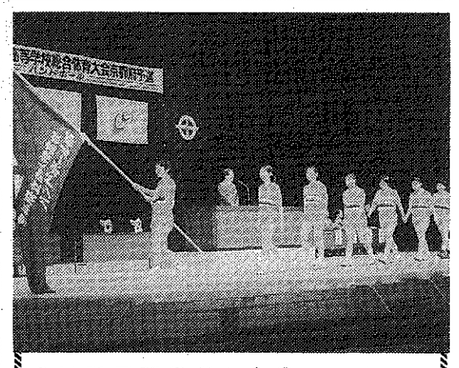

手をあげて渡ろうね

新一年生に交通安全指導

「ベルト締め　ゆったり走ろう　春の街」をスローガンに、4月6日から15日に全国各地で展開された春の全国交通安全運動に合わせ、市内の全小学校でも新一年生を対象に、交通安全指導が行われました。

4月11日、八幡第三小学校では、授業が終わったあと、ぴかぴかの一年生78人が校門前に集合。八幡警察署の交通巡視員と先生から、交通量の多い交差点での安全な横断歩道の渡り方など、交通事故から身を守る方法を教わりました。

左右確認、車に気をつけて

そのあと、交通巡視員は子どもたちの下校に同行。通学路途中の横断歩道では「すぐに渡らないで、左右をよく確認。車に気をつけて、手をあげて渡りましょう」と指導。子どもたちは、真剣な表情で左右をしっかり確認し、手を高くあげて横断歩道を渡っていました。

なお、市でも登校時間帯に、通学路の交差点などに婦人交通指導員を配置。子どもたちの安全確認を図っています。ドライバーの皆さんも、子どもや高齢者など、交通弱者を事故から守るため、交通ルールを守り安全運転に努めてください。

主婦ら10人に委嘱状交付

消費生活モニター決まる

平成8年度の消費生活モニター10人が決まり、4月3日、生活情報センターで委嘱状交付式と研修会が行われました。

この日、委嘱状を交付されたモニターは、菱田嘉明市長から「消費者情報のアンテナ役として、市民生活の安定、向上のため頑張ってください」と、激励を受け、続いて、消費生活モニターとしての活動内容や消費者行政と最近の相談事例などを学びました。

モニターは、市内の物価の安定を図ることを目的に、食料品や日用雑貨などの価格調査、研究を行い、要望や苦情などの解決に向けた消費者生活の推進に協力を行っています。

今回、委嘱されたモニターは、次のみなさんです。

吉川セイ子、安田員子、奥村あつ子、林詠子、大久保恵美子、服部素子、古市秀子、大西玲子、坂手ち敦子、横矢絹子（敬称略）。

注意　ハチの刺傷被害を防ぐために巣の除去を

毎年、春から夏にかけて、ハチによる刺傷被害が問題になります。ハチの刺傷被害を防ぐには、巣の除去が効果的です。

ハチは、春頃から巣を作り始めます。この頃は、ハチの数も少なく、攻撃性もあまり強くありませんのでハチの巣を見つけたら早く除去してください。市販の殺虫剤などを用いれば比較的安全に除去することができます。

市役所では、防具の貸し出しも行っています。

■問い合わせ　生活環境部環境保全課（☎9883・1111）へ

表彰

◇平成8年京都府交通安全優良学校として八幡第二小学校が表彰されました。なお、4月23日に八幡警察署において表彰伝達式が行われました。

寄付

次のみなさんから市福祉基金に寄付をしていただきました。ありがとうございました。

◇宇治市にお住まいの安藤研一さん（文化事業団松花堂勤務）から3月26日、亡くなられた妻の香典の一部を福祉に役立ててくださいと20万円。

◇橋本ピースプラザ（里山哲雄代表）から3月29日、バザーの収益を福祉に役立ててくださいと7万6500円。

◇上津屋にお住まいの辻保三さんから4月5日、高齢者の福祉に役立ててくださいと5000万円。

◇エコー歌謡同好会（森本芳一代表）から4月8日、福祉のためにと6万3776円。

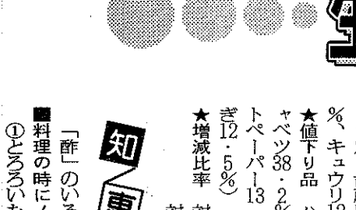
好評のタケノコづくし弁当

松花堂庭園では、八幡名産のタケノコをふんだんに使った松花堂弁当「タケノコづくし」をメニューに加えました。

この弁当は、タケノコの煮物や天ぷら、田楽、さしみ、あえものなど、市内で採れた朝掘りの新鮮なタケノコのフルコース。通常の松花堂弁当とは趣をかえ、季節感をより味わってもらえるようにと、期間限定商品として考え出されたものです。

松花堂庭園を訪れ、味わった人たちからは、「いろいろ味に変化があっておいしいです」と、人気も上々です。

1食3000円で、5月下旬までの販売。3日前までに2人以上での予約が必要です。詳しくは、松花堂庭園（☎981・0010）まで。

松花堂弁当
タケノコづくし
松花堂庭園で期間限定販売

生活情報センターだより

暮らしのリサイクルは3面に掲載しています。

5月は「消費者月間」です

5月は、「消費者月間」です。

昭和43年5月に私たち消費者を守るための法律、消費者保護基本法（以下、基本法）が制定されました。

その後、昭和53年に基本法制定10周年を記念して5月30日が「消費者の日」に、昭和63年には20周年を記念して5月が「消費者月間」に定められました。

☆この法律ができた背景

昭和30年代の高度成長に伴い、消費者運動も本格的に展開されるようになりました。これに対応し、薬事法や割賦販売法など消費者保護の個別の法律が制定されたわけですが、消費者行政の統一性を欠くなど色々と批判があったため、消費者行政の方向を明確にし、総合的、かつ体系的な施策の推進を図るため、この基本法が制定されました。

☆基本法の概要

この基本法は「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保すること」を目的として作られました。

国や地方公共団体、事業者の責務や消費者の役割などがうたわれています。

責務や役割については、次のとおりです。

【国の責務】

経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、実施する。

【地方公共団体の責務】

国の施策に準じて、施策を講じ、地域の社会的、経済的状況に応じた消費者の保護に関する施策を策定し、実施する。

【事業者の責務】

供給する商品及び役務（サービス）について、危害の防止など必要な措置を講ずるとともに、行政の実施する施策に協力する。

また、供給する商品や役務（サービス）について、品質やその他の内容の向上及び消費者からの苦情の適切な処理に努めなければならない。

【消費者の役割】

自ら進んで、消費生活に関する必要な知識を修得すると共に、自主的かつ合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たす等です。

八幡市生活情報センターでは、この基本法をもとに消費者行政に取り組んでいます。

この機会に、暮らしに関係する身の回りのことや消費者問題について、もう一度見つめ直してみませんか。

消費者月間

暮らしの情報板

暮らしのアンテナ

物価情報

市消費生活モニターによる、4月の価格調査で、特に価格変動の大きかった品目を対前月比でお知らせします。カッコ内は市外分です。

★値上り品　トマト24・5%、じゃがいも19・9%、台所用ラップ13・2%（牛肉20・1%、キュウリ12・5%）

★値下り品　ハム12・9%、海老11・7%（キャベツ38・2%、塩サケ14・8%、トイレットペーパー13・4%、豚肉12・7%、たまねぎ12・5%）

★増減比率　対前月比……0・5%の値下り
対前年比……2・4%の値下り

知恵袋

「酢」のいろいろな使い方のパート2です

■料理の時に！

①とろろいもを扱って、手がかゆくなった時には酢で洗うとサッパリしますよ。また、うど、わらび、ふき、ごぼうなどアクの強い野菜を調理して、指や爪が黒ずんだ経験がありませんか。酢を指先につけてから調理すれば防げます。

②大根おろしが辛いときには、酢を数滴たらすと、辛みがやわらぎます。また、カレーの仕上に、酢を（1人分に対して小サジ約1杯）加え、サッとひと煮たちさせると、風味がまろやかになります。

お知らせ

「知恵袋」では、皆さんからの暮らしの中での〝アイデア〟や、皆さんのお宅で語り継がれている〝家事の知恵〟などの情報を募集いたします。市民の皆さんの暮らしに役立てるため、お寄せいただいた情報を、このコーナーでご紹介いたします。

ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号と氏名掲載の可否を明記し、八幡市生活情報センター（八幡市男山八望3　B51棟）まで、お送りください。